

図書館システム更新業務
公募型プロポーザル 実施要領

令和7年4月
恵庭市教育部読書推進課

1 目的

図書館システムは、蔵書管理をはじめ本の貸出・返却など、図書館サービスの根幹を担うシステムであり、時代の流れに合わせて変容する利用者のニーズや社会的に求められる要素に対応できるよう、随時見直し・更新を行っていく必要がある。恵庭市の図書館システムは令和2年度に導入を行ってから5年が経過しており、高度化・多様化する閲覧者のニーズやアクセシビリティへの対応が求められる。併せて、令和7年10月には現システム使用OS「Windows10」のサポート期間が終了することから、年度内のシステム更新を行うものである。

システムについては、各事業者が独自のシステムを開発しており、事業者によって提供する機能やサービス内容に差異があることから、価格だけの比較では、本市にとって最適なシステムを提供する事業者を特定できないため、企画・開発力等の観点から総合的に判断する必要がある。

よって、「恵庭市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づきプロポーザル方式により事業者を選定するものとする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 図書館システム更新業務
- (2) 業務場所 恵庭市立図書館・分館（計3ヶ所）
市内小中学校（計13ヶ所）
市内ブックステーション（計2ヶ所）
- (3) 業務内容 詳細は別紙「恵庭市図書館情報システム基本仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年1月30日（金）まで
 - ・本稼働日は令和7年12月中とする。また、本稼働前の1か月程度、現行システムが稼働した状態でテスト稼働を行う期間を設けるものとする。
 - ・本契約とは別に保守運用を含んだシステム利用契約を締結する。

3 実施形式 公募型プロポーザルによる1者随意契約

4 見積限度額 37,055,000円（消費税および地方消費税を含む）

- ・本金額は、プロポーザルのために設定した上限額であり契約金額ではない。また、業務候補者として選定された事業者（以下「選定業者」という。）には、契約に際し予算の範囲内で別途予定価格を設定し、見積書を徴収する。
- ・保守費用を含んだシステム利用契約に係る費用は、本経費には含まないものとする。ただし、選定を行う上でこのことに係る価格感についても把握したく、恵庭市図書館情報システム基本仕様書等から参考見積額を算出し、提示すること。

5 スケジュール

(1) 公募開始	令和 7 年 4 月 25 日 (金)
(2) 参加申込の受付締切日	令和 7 年 5 月 14 日 (水)
(3) 参加資格の確認結果通知	令和 7 年 5 月 16 日 (金)
(4) 質問締切日	令和 7 年 5 月 19 日 (月)
(5) 質問回答日	令和 7 年 5 月 21 日 (水)
(6) 提案書提出締切日	令和 7 年 5 月 28 日 (水)
(7) プレゼンテーション (ヒアリング)	令和 7 年 6 月 3 日 (火)
(8) 選定結果通知日	令和 7 年 6 月 5 日 (木)
(9) 仮契約締結	令和 7 年 6 月 13 日 (金)
(10) 契約締結	令和 7 年 6 月下旬 (予定)

6 参加資格

以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 167 条の 4 第 1 項および第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 経営状態が不健全であると認められる者でないこと。ただし、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定により更生手続開始の申立てをしたものおよび更生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の更生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定により再生手続開始の申立てをした者および再生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の再生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を除く。
- (3) 恵庭市暴力団排除条例 (平成 26 年条例第 30 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、又は同条第 4 号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- (4) 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領 (平成 21 年 1 月 15 日実施) の規定による指名停止期間中でないこと。
- (5) 市税の滞納が無いこと。
- (6) 北海道内に本店・支店、営業所または保守拠点のいずれかを有すること。
- (7) 提案するシステムは、過去 5 年以内に本市と同等又はそれ以上の規模の自治体での導入実績を有すること。(令和 7 年 4 月 1 日時点で稼働しているものに限る)。
- (8) 提案するシステムは、インターネット回線及び HARP (北海道セキュリティクラウド) の回線での利用が可能であること。
- (9) 個人情報保護のために必要な措置 (プライバシーマーク (一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの) 等の認証取得又は事業所内での情報セキュリティポリシーの策定等) を講じていること。
- (10) その他選定、対象業務等の実施に際して適正さが阻害される事項がないこと。

7 公募要領等の入手方法

恵庭市ホームページからダウンロードする。

8 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出してください。

(1) 参加申込書

- 1) 受付期間 令和7年5月14日(水)12時00分まで(時間厳守・郵送の場合必着)
- 2) 提出方法 持参または郵送
- 3) 提出書類 ①公募型プロポーザル参加申込書【第1号様式】
②市税納付状況調査への同意書【第1号様式の2】
③参加者概要【様式任意 ※参考様式参照。パンフレット等添付可】
④導入実績調書【様式任意 ※本実施要領6(7)参照】
⑤プライバシーマーク等、個人情報保護のために必要な措置を講じていることを示す書類の写し
- 4) 提出場所 〒061-1373 北海道恵庭市恵み野西5丁目10-2
恵庭市教育部読書推進課 担当：本間

(2) 提案書

- 1) 受付期間 令和7年5月28日(水)12時00分まで(時間厳守・郵送の場合必着)
※上記受付期間を過ぎた場合は、いかなる理由であっても提案書を受け付けません。
- 2) 提出方法 持参または郵送
- 3) 提出書類 ①企画提案書【様式任意】(正本1部 副本10部)
別紙1「企画提案書作成要領」を参考にして、「恵庭市図書館情報システム基本仕様書」「図書館システム機能要件」及び「評価項目・基準表」に基づいて作成すること。
なお、副本については、事業者名を黒塗りする等で提案事業者が特定できないようにすること。
②業務にかかる経費の見積書【様式任意】
- 4) 提出場所 〒061-1373 北海道恵庭市恵み野西5丁目10-2
恵庭市教育部読書推進課 担当：本間
- 5) 留意事項 提出内容について、本市より訂正・差替等を指示する場合がある。

9 参加資格の確認結果通知

- (1) 通知期日 令和7年5月16日(金)
- (2) 通知方法 参加申込書に記載されたメールアドレスへ通知

10 質問回答

(1) 質問方法 質疑書【第5号様式】を電子メールにより読書推進課宛てに提出

(2) 質問書送付先 e-mail : dokushosuishin@city.eniwa.hokkaido.jp

※質問書を送付した場合、必ず「18 問い合わせ先」に電話連絡し、質問書の受領を確認すること。

(3) 質問締切日時 令和7年5月19日(月)12時00分

(4) 質問回答日時 令和7年5月21日(水)17時00分迄

(5) 通知方法 質問を集約し、恵庭市ホームページに回答を掲載

- ・質問者の氏名・名称等は公表しない。
- ・質疑の内容がその業者の評価に際し不利益となる可能性のある場合は、質問者にのみ参加申込書に記載されたメールアドレスへ回答を送付する。

(6) その他 参加申込書を提出していない者については、質問を受け付けない。

11 プレゼンテーション（ヒアリング）

(1) 日程 令和7年6月3日(火)

(2) 場所 参加資格確認結果通知に記載

(3) 出席者 1 提案者3名以内(プロジェクトリーダーは必ず出席すること)

(4) 実施時間 1 提案者45分程度(プレゼンテーション30分、質疑応答15分)

(5) 内容

- ・提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
- ・図書館業務システムの特徴的な機能については、画像による説明を行うこと。また、以下の項目について説明すること。

基本的な操作方法

利用者と図書館員目線でのサービスや業務の効率化

今後のバージョンアップ等の展望や個別カスタマイズへの対応

セキュリティ面

データ移行

導入支援及び操作研修

保守体制面

その他、特にアピールしたい独自機能の操作方法とアピールポイント

(6) プレゼンテーション（ヒアリング）の順番 企画提案書を提出した順番とする。

(7) その他

プロジェクター、スクリーンは市で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

12 評価基準 別紙2 「評価項目・基準表」のとおり

13 選定方法

- (1) 評価基準書に基づき、提案書、プレゼンテーション等の審査により行う。審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。
ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- (2) 評価点の合計が同点の場合は、見積金額が最も低い提案を最優秀提案とする。
- (3) 評価点の合計が 60%未満の場合は、交渉権者として選定しない。
- (4) 参加者が 1 者であっても、評価点の合計が 60%以上であれば随意契約の交渉を行う。
- (5) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。
 - 1) 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - 2) 提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - 3) プレゼンテーション（ヒアリング）に参加しなかった者
 - 4) 審査の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
 - 5) 見積書の金額が見積限度額を超えている者

14 選定結果の通知

選定結果は、優先交渉権者が決定後、恵庭市ホームページに掲載するとともに、プレゼンテーション（ヒアリング）に参加した全者に対し、参加申込書に記載されたメールアドレス宛に通知する。

なお、選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

15 提出書類について

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提案書の提出は 1 参加者につき 1 件とする。
- (3) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。
ただし、情報公開請求があった場合には、恵庭市情報公開条例（平成 6 年条例第 18 号）に基づき対応するので、第三者に開示する場合がある。
- (4) 提出後の訂正、差替えは、本市から指示があった場合を除き認めない。

16 契約条件

- (1) 優先交渉権者と業務内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 提案書による提案内容に添った契約とし、提案書の内容を変更することは原則できない。
- (3) 委託業務の全部または主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (4) 委託業務の実施に際して個人情報を取得したときは、恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 12 号）の規定に基づき、これを適切に取り扱うものとする。
- (5) その他契約に関する条項は、恵庭市契約事務規則による。

17 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届【様式任意】を提出すること。

18 問い合わせ先

恵庭市教育部読書推進課 担当：本間

〒061-1373 北海道恵庭市恵み野西5丁目10-2 電話 0123-36-1545 FAX 0123-37-2184

e-mail: dokushosuishin@city.eniwa.hokkaido.jp